

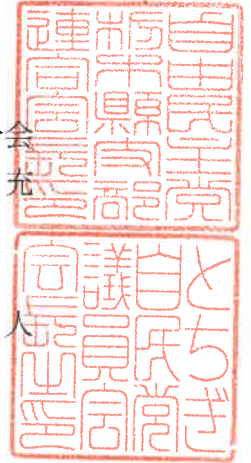
令和4年度当初予算に対する要望書

令和4年1月25日

栃木県知事 福田 富一様

自由民主党栃木県支部連合会
会長 茂木 敏 充

とちぎ自民党議員会
会長 螺 良 昭



新型コロナウイルス感染症については、年が明けてから、感染力が極めて高いと言われるオミクロン株への置き換わりが急速に進み、全国的に感染者数が激増するなど、国内の社会経済は再び危機に直面している。

本県においても、新規感染者数の急増により、今後の医療提供体制への更なる負荷が大いに懸念されることから、今月21日には、国に対してまん延防止等重点措置の適用を要請したところであり、是が非でもここで感染爆発を食い止め、県民の命と健康、暮らしを守っていかねばならない。あわせて、感染の再拡大により甚大な影響を受ける事業者に対し、適時適切な支援を行い、地域経済を回していく必要がある。

このような中、国では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保といった4つの柱からなる「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を速やかに実行に移していくとしている。

今まさに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の維持の両立という課題に取り組み、将来にわたり県民が安心して暮らせるよう、オール栃木体制で、この未曾有の危機を乗り越えていく必要がある。

また、もう一つの最優先課題として、令和元年東日本台風被害からの復旧・復興を成し遂げ、あわせて県土強靱化を加速することにより、県民の安全で安心な生活を確保することが求められている。

さらには、脱炭素社会への取組として「経済と環境の好循環」の実践、Society5.0の実現と未来技術の活用、グローバル社会への対応、加えて、今年開催のいちご一会とちぎ国体等の成功など、県政を取り巻く喫緊の課題は山積している。

このほかにも、商工業、医療福祉、農林業、教育、警察等の各分野において、県民の安定した暮らしを確保していくために、取り組むべき課題は多数ある。

こうした状況に鑑み、別紙のとおり要望書を取りまとめたので、県においては、鋭意検討の上、国の経済対策にも呼応しながら、それぞれ措置を講じられるよう強く要望するものである。

I 予算要望事項

単位：千円
() 内は内数

1. 保健・医療・福祉施策の充実について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制の強化等について

新型コロナウイルス感染症は、変異を繰り返しながら世界中で猛威を振るい続けており、国内においても、感染力が強いとされる「オミクロン株」への置き換わりが急速に進むなど、感染者数が急増している。

本県においても、これまで医療従事者や県民による懸命な努力があったものの、幅広い世代で多くの方々が感染し、社会経済活動や県民生活に甚大な影響が及んでいる。

こうした状況を踏まえ、この難局を乗り越えていくため、医療提供体制の強化、ワクチン追加接種の促進、検査体制の確保に積極的に取り組むこと。

(重点事業)

○新型コロナウイルス感染症医療提供体制整備事業費	31,217,000
○新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費	2,885,132
○新型コロナウイルス感染症検査体制整備事業費	5,224,390

(2) 誰もが安心して暮らせる社会の実現について

県民誰もが、生涯を通じ、安心して生活していくことを望んでおり、住み慣れた地域で適切な医療・福祉サービスを受けられるよう、医療的ケアを必要とする児童やその家族への支援の更なる充実を図るとともに、精神障害者に対し、身体障害者や知的障害者と均衡の図られた医療費助成を行うこと。

また、高齢者をはじめ、すべての県民が地域で安心して暮らせるよう、その基盤となる施設や社会生活を円滑に送るための環境の整備等を計画的に進めること。

さらに、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげられるよう、実態把握等を行うこと。

あわせて、国の経済対策に呼応し、医療・福祉サービスの重要な担い手である看護職員や介護職員等の処遇改善を図ること。

(重点事業)

○医療的ケア児・家族支援事業費	27,014
○重度心身障害者医療費助成費	1,327,457
○介護基盤整備等事業費	2,682,605

○社会福祉施設等整備助成費	660,778
○地域生活課題対策推進事業費	6,865
○医療福祉職員処遇改善支援事業費	2,551,000

(3) 子ども・子育て支援の推進について

県は、これまでも子ども・子育て支援に取り組んできたが、未だ少子化の流れに歯止めがかかっていない状況にある。育児に対する不安を軽減し、若い世代が子どもを持ちたいという願いを叶えられるよう、社会全体で支援することが重要である。

については、結婚応援の更なる気運醸成を図るとともに、安心して子育てができる環境整備や、児童の健全な育成に資する環境整備、私立幼稚園における教育環境の向上に対する支援に取り組むこと。

また、児童虐待防止対策の充実を図るため、より相談しやすい体制を整備すること。

(重点事業)

○とちぎ結婚サポート事業費	58,462
○安心こども特別対策事業費	706,854
○子ども総合科学館大規模改修費	116,297
○幼稚園運営費補助金	1,270,081
	(政調上乗せ 12,562)
○児童虐待夜間・休日相談体制整備事業費	15,508

2. 安全・安心な県民生活の確保について

(1) 防災・減災対策等の推進について

令和元年東日本台風による豪雨は、県内各地の河川や砂防、林道等の公共土木施設や農地・農業用施設等に甚大な被害をもたらした。

県では、これらの被災箇所への復旧に取り組んでいるところだが、今後更に頻発化・激甚化が想定される災害に備え、地元住民の不安を払拭するため、改良復旧事業を含む河川整備等に計画的に取り組むこと。

また、防災・減災対策を積極的に推進し、特に、堆積土の除去や緊急に堤防補強等が必要な箇所については、緊急防災・減災対策事業や堤防強化緊急対策プロジェクト事業等により、重点的に取り組むこと。

(重点事業)

○公共事業費（環境森林部）	4,198,359
---------------	-----------

○県単公共事業費（環境森林部）	306,874
	（政調上乗せ 50,000）
○公共事業費（農政部）	8,565,411
○県単公共事業費（農政部）	247,420
	（政調上乗せ 30,000）
○公共事業関連調査費（農政部）	20,000
	（政調上乗せ 20,000）
○農村防災力強化事業費（一部公共・一部再掲）	35,647
○公共事業費（県土整備部）	46,089,467
○県単公共事業費（県土整備部）	13,845,873
	（政調上乗せ 1,000,000）
○公共事業関連調査費（県土整備部）	500,000
	（政調上乗せ 500,000）
○緊急防災・減災対策事業費	1,700,000
	（政調上乗せ 700,000）
○堤防強化緊急対策プロジェクト事業費	2,800,000
	（政調上乗せ 1,300,000）
○栃木県流域治水プロジェクト推進事業費（一部公共・再掲）	267,750
○南摩ダム関連事業費（一部公共・再掲）	2,521,158
○水と緑の南摩の里整備費（再掲）	100,000

（2）公共交通のバリアフリー化の促進について

高齢者はもとより障害者や妊婦をはじめ、すべての県民が快適に利用できる移動手段として、公共交通を充実させていく必要がある。

については、利用人数の多い鉄道駅について、バリアフリー化が進むよう、市町と連携して整備に対する助成をすること。

（重点事業）

○鉄道駅バリアフリー化整備助成費	25,000
------------------	--------

（3）交通事故・犯罪防止対策の推進について

交通事故抑止に向け、信号機の新設・更新、管制システムの改修、道路標識・標示の更新など、交通安全施設の計画的な整備を推進すること。

また、特殊詐欺被害防止に向け、対策を強化すること。

（重点事業）

○交通安全施設整備費	1,829,061
	（政調上乗せ 150,000）
○特殊詐欺対策費	17,000
	（政調上乗せ 17,000）

3. とちぎの未来創生に向けて

(1) ブランド力向上への戦略的な取組について

県は、令和2年度に発表された民間会社の調査結果において、「魅力度順位」が最下位になったことから、「47(そこ)から始まる栃木県」プロジェクトを立ち上げ、全県を挙げてブランド力向上に取り組み、その結果、令和3年度には、41位と順位を上げたものの、未だ低位にある。

しかしながら、本県は豊富な地域資源を有する実力県であることから、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会等を契機とする県内外への魅力発信を強化し、あらゆる分野で「選ばれるとちぎ」の実現に全力を挙げて取り組むこと。

(重点事業)

○栃木県ブランド確立推進事業費 46,670

(2) 魅力・活力あふれる地域づくりについて

人口減少の克服や地域の活力の維持を図るためには、多くの人々が、本県に魅力と愛着を感じ、住みたい・住み続けたいと思うこと、多様な人材がその持てる力を発揮して地域で活躍すること、さらには、様々な文化資源や有益な情報等に触れられる魅力的な地域づくりに取り組んでいくことが重要である。

このため、本県への人の流れの創出や、女性活躍の促進、文化の振興、地域情報の発信に資する事業を積極的に展開すること。

(重点事業)

○とちぎU I J ターン・定住促進・関係人口創出事業費 105,607
(政調上乗せ 3,000)

○女性活躍応援事業費 18,908

○とちぎの文化の新たな魅力創造・発信事業費 10,456

○デジタル化で残し伝えるとちぎの文化発信事業費 71,615

○美術館開館50周年記念企画展開催費 48,146

○博物館開館40周年記念特別企画展開催費 52,414

○県域テレビ局設備整備事業費 666,000

4. 県内経済の活性化について

(1) 産業の振興等について

グリーン社会の実現に向けた新たな潮流や、デジタル化の進展、経済のグローバル化など、社会経済環境が大きく変化する中で、本県経済の持続的な

成長・発展を実現するため、今後更に重要性が増すグリーン成長産業の創出、本県の特性を踏まえたものづくり産業等の振興を図るとともに、中小企業・小規模事業者の経営安定等に資する資金調達の円滑化や、新たな販路開拓等に向けた県内企業の海外展開支援に努めること。

あわせて、これら経済の成長・発展を支える産業人材の確保・育成に努めること。

(重点事業)

○カーボンニュートラル実現に向けた産業成長推進事業費	134,073
(政調上乗せ)	14,000)
○カーボンニュートラル推進事業費	501,465
(政調上乗せ)	5,000)
○ものづくり産業躍進プロジェクト推進事業費 (一部再掲)	185,042
○産業活性化金融対策費	40,104,200
○小規模企業経営支援事業費	2,000
(政調上乗せ)	2,000)
○米国等におけるとちぎファン拡大推進事業費	48,376
○「とちぎ職業人材カレッジ」(仮称) 推進事業費	6,964

(2) 企業立地・定着の促進について

企業の新規立地及び定着促進は、雇用の創出・維持をはじめ、地域経済の活性化を図る上で極めて重要である。

については、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受けた生産拠点の国内回帰やオフィスの地方移転等の動きに対応した企業誘致に努めるとともに、自動車産業等の外需依存型産業や、食品関連産業をはじめとする内需型産業の立地促進に取り組むほか、既立地企業の定着促進を図ること。

(重点事業)

○企業立地推進補助金	2,246,421
------------	-----------

(3) 戦略的な観光誘客の推進について

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会等の好機を逸することなく、来県者の県内周遊観光の促進を図るとともに、デジタルメディア等を活用したPRや首都圏におけるイベント等で情報発信を行うなど、戦略的な観光誘客施策を展開すること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、新たなG o T oトラベルを実施すること。

さらに、インバウンドの回復に備え、デジタルマーケティングの活用等による効果的な観光プロモーションを行うこと。

加えて、日光国立公園等を訪れる観光客にその魅力を満喫していただけるよう、老朽化した施設の改修、環境に配慮した交通手段の導入等に取り組むとともに、更なる誘客につながる情報発信を行うこと。

(重点事業)

○観光キャンペーン推進事業費	103,497
○観光地におけるWEBマップ等活用促進事業費	15,633
○新たなGoToトラベル事業費	12,000,000
○とちぎインバウンド強化対策事業費（一部再掲）	101,554
○国立公園満喫プロジェクト推進事業費（一部公共・一部再掲）	469,754

5. 農林業の振興について

(1) 農産物の生産力強化について

本県農業の成長産業化を進め、持続的に発展させていくため、園芸生産の更なる拡大に向け、いちご、にら、なし等の施設園芸について、一層の振興を図ること。

また、生産力強化に必要となる労働力の確保に向け、多様な人材の確保・定着等を図ること。

さらに、主食用米の大幅な需要減少に対応し、新規需要米等への作付転換を促進するとともに、スマート農業技術の普及等による地域の実情を踏まえた米づくりを支援するほか、更なる販路拡大に取り組むこと。

加えて、近年の農業気象災害を踏まえ、災害対応力の強化に努めるとともに、農業分野のカーボンニュートラル実現に向けた調査等を行うこと。

(重点事業)

○園芸大国とちぎづくりフル加速推進事業費	1,075,051
(政調上乗せ)	82,000
○農業で働く人材確保・定着支援事業費	32,140
○作付転換拡大緊急対策支援事業費	155,442
○栃木の米づくりプロジェクト推進事業費	57,739
(政調上乗せ)	30,000
○農業気象災害対応力強化事業費	8,708
○とちぎグリーン農業推進事業費	36,628

(2) 県産農産物のブランド力強化と販路拡大について

県産農産物のブランド力強化を図るため、農産物ごとの機能性に着目したプロモーションの推進や国内外におけるセールスの強化を図ること。

特に、需要が減少している米については、「とちぎの星」のブランド化と効果的なPR等による消費拡大を図ること。

また、いちごについては、全国的な地位を確立し、更なる販路拡大を実現するため、様々な手法を用いて認知度の向上に努めること。

(重点事業)

○とちぎの農産物ブランド力強化推進事業費（一部再掲）	75,464
（政調上乗せ	10,000※再掲）
○とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費（一部再掲）	138,765

(3) 畜産の振興について

昨年4月に県北地区で発生した豚熱(CSF)により、甚大な影響を受けたとちぎ食肉センターについて、運営主体として経営改善に取り組んでいく(株)栃木県畜産公社に対し、支援を行うこと。

(重点事業)

○食肉流通安定化対策事業費	105,000
（政調上乗せ	5,000）

(4) 鳥獣被害対策について

野生鳥獣による農林業や生態系等への被害が深刻化・広域化するとともに、野生イノシシによる豚熱感染が懸念されることから、市町や関係団体等と協力し、地域の実情も踏まえながら、ICTの活用等による効果的な捕獲方法の実証や捕獲の担い手の確保・育成に努めるなど、引き続き鳥獣害対策に積極的に取り組むこと。

(重点事業)

○地域ぐるみの総合的な鳥獣対策促進事業費	404,631
（政調上乗せ	9,400）
○鳥獣から農作物を守る対策事業費	125,144

(5) 林業の成長産業化等について

本県林業の発展に向け、森林環境の保全を図りながら、とちぎ材の安定的な供給体制の構築や高付加価値化等を図るとともに、森林情報の共有化をより一層進めること。

また、本県林業の将来を見据え、幅広い知識・技能を有する林業人材の確保・育成に取り組むこと。

(重点事業)

○とちぎの元気な森づくり県民税事業費（一部再掲）	942,039
--------------------------	---------

○森林環境譲与税事業費	522,993
○とちぎ材の家づくり支援事業費	145,984
○公共事業費（環境森林部）（再掲）	4,198,359
○県単公共事業費（環境森林部）（再掲）	306,874
	（政調上乗せ 50,000※再掲）
○栃木県林業大学校（仮称）整備費（再掲）	460,083

6. 環境対策の推進について

地球温暖化による気候変動が国際的な課題となる中、2050年カーボンニュートラル実現のためにも、温室効果ガスを削減し、環境への負荷を低減させていくことが喫緊の課題となっている。

については、「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ（案）」に掲げた目標の達成に向け、各種施策を積極的に進めていくこと。

あわせて、栃木県気候変動適応センターが中核となって、県民への普及啓発の強化、課題解決に向けたビジネスの創出等に取り組むこと。

また、「栃木県プラスチック資源循環推進条例」に基づき、プラスチックの資源循環について、一層の普及啓発に努めること。

（重点事業）

○カーボンニュートラル推進事業費（再掲）	501,465
	（政調上乗せ 5,000※再掲）
○気候変動適応推進事業費	19,800
	（政調上乗せ 2,000）
○プラスチックごみ削減対策事業費	14,303

7. 教育行政の推進について

（1）教育環境の充実等について

「第二期県立高等学校再編計画」に基づき、統合や共学化等に向けた施設整備に努め、教育環境の充実を図るほか、ICT教育や教科等横断的な学びを推進すること。

また、「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」等に基づき、老朽化が進む施設の長寿命化対策を計画的かつ着実に進めること。

あわせて、私立小中高校の安定的な運営に向けて、私学の振興に取り組むこと。

（重点事業）

○足利高校整備事業費	3,267,894
------------	-----------

○県立学校施設長寿命化推進事業費	2,258,970
	(政調上乗せ 50,000)
○GIGAスクール運営支援センター整備事業費	95,472
○STEAM教育推進事業費	21,000
○小・中・高校助成費	5,902,451

(2) スポーツを活用した地域活性化について

東京2020オリンピック・パラリンピックやいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開催等によるスポーツ機運の醸成をはじめ、総合スポーツゾーン等の整備完了により、本県のスポーツ環境は十分に整ってきている。

については、これらの資源を活用し、スポーツを通じた地域活性化に取り組むこと。

(重点事業)

○とちぎスポーツの活用による地域活性化推進事業費	12,000
--------------------------	--------

8. いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の成功に向けて

(1) 両大会の成功に向けて

本県の特色である環境に配慮した両大会となるよう準備を進めるとともに、全国から本県を訪れる選手団をとちぎならではのおもてなしでお迎えできるように、開催に万全を期し、両大会を成功させること。

また、市町等が開催する競技会の運営等に対して支援を行うこと。

さらに、市町が実施する競技施設の整備に対し、引き続き支援を行うこと。

(重点事業)

○国体・障スポ開催事業費	5,335,824
	(政調上乗せ 10,000)
○国体会場地市町運営交付金	2,366,064
	(政調上乗せ 35,000)
○国体施設整備助成費	1,029,102

(2) 競技力の更なる向上について

いちご一会とちぎ国体での天皇杯・皇后杯の獲得に向け、引き続き有望選手の強化や確保など更なる競技力の向上を図ること。

また、いちご一会とちぎ大会においても、本県選手が活躍できるように、更なる強化を図るとともに、同大会を契機として、障害者スポーツの普及拡大を図り、障害者の社会参加を促進すること。

(重点事業)

○競技力向上費	711,982
○障害者スポーツ推進費	120,653
○障害者スポーツ選手等育成・強化事業費（再掲）	40,376

計 81重点事業 212,695,345千円

(政調上乘せ 4,026,962千円)

Ⅱ 政策要望事項

1. 県内経済の活性化について

(1) グリーン社会の実現について

脱炭素社会の実現が国際的な潮流となる中、国は 2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を掲げている。

この 2050 年カーボンニュートラルに向けた取組を着実に進めることにより、経済と環境の好循環を生み出し、グリーン社会の実現につなげていくことが重要である。

今般、県が示した「2050 年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ（案）」には、2030 年までに温室効果ガスを 2013 年度比 50%削減するという国を上回る意欲的な目標が掲げられた。

この目標の達成に向けて、ロードマップ案に掲げた理念や取組を共有するための施策をオール栃木体制で推進すること。

また、ロードマップ案に掲げられた目標は、2030 年、2050 年といずれも中長期的な目標であることから、今後、実行段階を迎えるに当たり、計画性と実現性をもって、戦略的に各種取組を進めていくこと。

さらには、地域の脱炭素化に向けて、エネルギーの地産地消の推進、原油等の輸入資源の価格高騰等のリスクも踏まえ、太陽光や水力、地熱をはじめとする本県が有する様々な資源を活用し、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むこと。

(2) 成長産業の人材育成について

県では、新とちぎ産業成長戦略において戦略 3 産業に加え、新たに未来 3 技術として AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材の活用を通じた成長産業における競争力強化を図ることとしている。

このためには、今年度設置したとちぎビジネス AI センター等の体制強化により、企業におけるデジタル人材の更なる育成に努め、県内中小企業、小規模事業者のデジタル技術の積極的な活用を通して生産性の向上を図る必要がある。

こうしたことから、民間企業と連携してデジタル技術の資格を有する人材の目標値を定め、デジタル人材育成や外部専門人材の活用の充実を図ること。

また、職業訓練校におけるデジタル技術の受講者数の拡大、国と連携した職業訓練や学び直しの充実強化に努めるほか、学校教育における情報教育を部局横断で支援し、教員のデジタル技術の向上を図ること。

(3) 企業誘致の推進について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、サプライチェーンの脆弱性が顕在化し、海外生産拠点からの国内回帰の動きが顕著になっている。また、台風や高潮等の自然災害による浸水リスクを想定し、海辺や川沿いの工場等の内陸への移転も行われている。

こうした動きを踏まえ、企業の進出意欲が強い特に県南地域の市町と連携し、産業団地造成の目標達成に加え、既存の産業団地への企業誘致を進めるためにも、企業ニーズを的確に捉えながら、県独自の補助制度やクリーンエネルギーの有利な調達などの条件を整え、企業立地件数において全国一位を目指すこと。

また、東京からの地方への本社機能を移転する動きがあることから、特に県内の若年女性の働き場となるサービス系の中小企業の本社誘致や、災害リスクの少ない本県のメリットを活かした情報産業等の誘致などに積極的に取り組むこと。

(4) 県内中小企業等への支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の中小企業、小規模事業者も大きな影響を受けている。制度融資等により倒産件数は一定程度抑えられているものの、今後は返済に苦慮することが想定されるため、事業者が事業継続を断念しないよう、感染対策を徹底している事業者に対する認証制度の拡大や優遇措置を施すなどの支援も必要である。

また、コロナ禍により世界的にデジタル技術の活用が進んでいることから、既存事業からの業態転換、また新技術を活用した起業など、新陳代謝を促しながら県内経済を好循環させる必要がある。

については、商工団体や金融機関をはじめ県内外の関係機関との連携を強化し、コロナ後を見据えた中小企業・小規模事業者の持続的な成長・発展に向けて、円滑な事業承継や業態転換等、さらには起業数の増加に向けて継続的な伴走型支援等に取り組むこと。

また、中小企業の強みを生かした優れたニッチ技術や特許を持つ企業等のさらなる発掘に努め、外資からの引き抜きや買収を阻止するといった経済安全保障の観点からも国と連携しながら県内中小企業等を支援すること。

(5) 産業人材の育成、確保について

人口減少社会が本格化する中、本県経済を活性化していくためには、産業の基盤を支える人材の安定した確保が重要である。新型コロナウイルス感染症の影響で接客型のサービス産業において多くの非正規雇用者が職を失う一方で、デジタル人材や介護人材は不足するなど、雇用のミスマッチが大きな課題となってい

る。

こうした中、多様な働き方としてテレワークやサテライトオフィス、ワーケーション等の活用を推進し、全ての人々が産業人材として活躍できる社会づくりが求められている。

については、転職支援や職業訓練については、国の動きに迅速に対応するだけでなく、北欧をはじめとした先進国の事例を参考に積極的に取り組むことにより、産業人材の確保に加え失業者の減少に努めること。

また、非正規社員が多い就職氷河期世代や退職した高齢者の中には活躍できる産業人材が数多く潜在していると想定されることから、更なる人材の発掘、県内企業とのマッチングに努め正規雇用者の増加を図り、コロナ禍で不足が顕在化している外国人労働者に頼り過ぎず、日本人の人材育成を重視し活用を促進すること。

(6) 国際戦略の推進について

TPP11、日EU・EPA及び日米貿易協定等の発効により、世界的な経済の枠組みが大きく変化する中、新型コロナウイルス感染症の新変異株による感染再拡大により、世界経済は再び落ち込むことが危惧されている。

長引くコロナ禍においては、県、市町、商工団体、農業団体などが一体となったオール栃木体制で、駐日大使館やジェトロをはじめとする関係機関、並びに海外に拠点を置く県内企業と情報交換を綿密に行いながら、国際戦略を積極的に進め今後のグローバル展開を行う必要がある。

については、とちぎ型大使館外交のほか、コロナ禍を契機に浸透したデジタル技術による商習慣の変化に対応するとともに、世界各国の動向を的確に把握しながら、コロナ前の概念に捉われず、アフターコロナ時代を見据えたデジタル技術を活用しての国際戦略の推進に努めること。

また、台湾については、日本産食品の輸入規制解除の動向を見極めながら、輸出再開に向けた準備を進めること。

(7) 観光関連事業者への支援について

年度後半には新型コロナウイルス感染症の感染が小康状態となり、第2弾県民一家族一旅行推進事業が実施され、観光関連事業者の経営は徐々に回復に向かっていたが、年明けからの感染再拡大により、悪影響が懸念されている。

こうしたことから、新変異株の動向を見ながら、観光関連事業者に対して柔軟な支援ができるよう国と交渉すること。

また、アフターコロナに備えて、優れた観光資源の掘り起こしや磨き上げ、近

隣県と連携した周遊型観光の充実など、新たな観光誘客に向けた取組を行うこと。

さらに、観光施設の改修や廃屋の撤去等の促進により観光地としてのイメージアップに努めるとともに、国内のみならず訪日外国人も見据えたキャッシュレスの推進やW i - F i 設備の充実、さらには富裕層向けの旅行商品の造成や快適な移動手段の整備を検討すること。

(8) 国際会議誘致等による地域経済の活性化について

国際会議やスポーツイベントの誘致により、本県のブランド力の向上を図っていくことは、地域経済を活性化させる上で極めて重要である。

こうしたことから、来年、日本で開催される予定の先進7カ国首脳会議（G7サミット）に伴う関係閣僚会合の誘致について、本県の豊かな自然や歴史文化等を最大限PRしながら、更に積極的に取り組むこと。

2. 安全・安心な地域社会づくりについて

(1) 建設業の担い手の育成・確保について

建設業界は、災害復旧の対応や防災・減災対策など、地域を支える重要な役割を担っている一方、働き手の高齢化や長時間労働などから、若手就労者の減少や担い手不足等の課題を抱えており、建設業を取り巻く環境が厳しさを増している。

そこで、新・担い手3法の趣旨を踏まえ、職場環境改善の推進や余裕期間設定による平準化を進めるほか、地域の実情に応じた共同受注方式の活用や、労務・資材等に係る価格変動の設計単価への適切な反映、公共事業をはじめとした建設業に携わる技術者の確保・人材育成等に努めること。

(2) 社会資本の老朽化対策について

道路・河川等の社会資本は、県民の日常生活と経済活動を広く支える重要な社会基盤であるが、施設の老朽化が進んでおり、早急な対応が求められている状況にある。

このため、これら社会資本については、公共施設等総合管理基本方針に基づき、施設ごとの長寿命化修繕計画を着実に推進するとともに、その財源の確保に努めること。

なお、老朽化した県有建築物の長寿命化改修工事に際しては、省エネ設備、再生可能エネルギー、避難所としての機能、被災時の自家発電設備、屋根や壁等の

遮熱塗装、非接触型設備、抗菌素材など、新たな生活様式に対応した技術の効果や実績も踏まえ検討すること。

(3) 道路の整備と適切な維持管理について

高速道路の機能強化や、幹線道路ネットワークの整備など、広域的な連携・交流を支える基盤づくりを推進するため、「とちぎの道路・交通ビジョン2021」に位置付けられた路線の早期事業化を図るとともに、新4号国道等の主要幹線道路の立体化などを国に強く働き掛けること。

また、県民の暮らしの安全を確保するため、通学路などの子どもの移動経路や生活に密着した身近な道路の交通安全対策、安全で快適な自転車通行空間の確保についても、より一層整備を推進すること。

さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って増加した日常生活での自転車利用への対応や、観光地での新たな観光資源の創出を目的としたサイクルツーリズムの推進等について、栃木県自転車活用推進計画に基づき着実に取り組むこと。

なお、いちご一会とちぎ国体等の開催を見据え、本県の景観を向上させ、イメージアップに貢献する道路管理を確実に進めること。

(4) 県内の公共交通網の確保・充実について

県内各市町においては、高齢者や学生等、交通弱者対策等の観点から、持続可能な公共交通の充実・強化策に取り組んでいるが、市町をまたぐ公共交通については、新たなバス路線の運行等があるものの、その連携・整備が十分に進んでおらず、加えて、最寄り駅等への通勤通学の公共交通も脆弱な状況にある。

そこで、地域公共交通活性化再生法の改正を踏まえ、県全体の移動ニーズを把握し、公共交通網の在り方を検討するなど、県内の各地域における公共交通サービスの確保・充実に向けて必要な検討を行うこと。

並びに、公共交通のバリアフリー化を促進するためにもノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの普及に加え、鉄道駅のバリアフリー化を促進すること。

また、芳賀・宇都宮LR T事業については、駅東側区間における運行が計画どおり開始できるよう、市町に対して適切な指導・助言を行うとともに、工事区間の渋滞対策に取り組むこと。

(5) 公共工事の迅速な施工のための用地等の取得について

健全な公共工事を計画通り執行するためには、周辺住民の理解・協力が必要不

可欠である。地権者の中には、県が執行しようとする公共工事に対し、様々な意見や自身の生活環境との不一致があることから、工事の執行が遅れることも多い。

道路の開通や安全な歩道の設置、道路の拡幅工事などは、その必要性が高いことから、用地取得に関する諸問題は、栃木県土地開発公社等の関係団体とも協力する必要がある。特に、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に呼応する事業や改良復旧事業などの用地取得については、迅速に問題解決が図られるよう取り組むこと。

また、地権者の世代交代や代替地などの特別な条件が用意できれば合意できるケースもあることから、宅地建物取引業協会等の民間団体やコンサルタント事業者とも協力し、問題解決に努めること。

(6) インフラ分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について

人口減少や少子高齢化が進行する中、インフラ分野においても働き方改革や生産性の向上が求められている。また、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした、新しい生活様式を取り入れた「新たな日常」の実現に向けた取組を推進していく必要がある。

については、社会経済状況の激しい変化と複雑・多様化する県民ニーズに対応するため、インフラ分野においてもデータとデジタル技術を活用し、社会資本や公共サービスの更なる向上を図ること。

また、建設業における担い手の育成・確保や労働環境の改善のため、ICT技術等を活用した生産性の向上を図るとともに、県庁内においてもインフラ分野におけるDXの推進により業務の改善に取り組むなど、働き方改革を推進すること。

(7) 国の令和3年度補正予算に呼応した事業の計画的な執行について

国においては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を昨年11月に閣議決定し、12月には令和3年度補正予算を成立させたところである。

そこで、社会資本整備については、本補正予算の趣旨に鑑み、地域の安全・安心を確保するとともに、社会経済の成長を下支えするため、工事等の早期発注に努め、各事業を計画的に執行すること。

3. 災害対応力の強化に向けて

(1) 防災・減災対策の推進について

気候変動の影響による激甚化・頻発化する気象災害、切迫する大規模地震、並びに社会経済システムに悪影響を与えるインフラの老朽化等から県民の生命・財産を守るためにも、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に呼応し、防災・減災対策の取組をなお一層推進する必要がある。

については、令和元年東日本台風による甚大な被害を踏まえ、改良復旧や堤防強化等を引き続き進めるとともに、流域全体のあらゆる関係者が協働して実施する流域治水対策に積極的に取り組むことはもちろん、渡良瀬遊水地の掘削を国に強く働き掛けるなど、関係者が一体となって今後の災害リスクに備えること。

また、復旧工事が完了していない箇所もあることから、引き続き県民に丁寧な説明を行うとともに、激甚化する風水害や今後想定される大規模地震に備え、災害に強い強靱な道路ネットワークを構築すること。

(2) 災害に強い森づくりについて

近年、地球温暖化の影響に伴う気候変動により、局地的な豪雨や強力な台風等が発生し、県内各地で林地崩壊や河川の氾濫などの被害が多発している。

こうした自然災害は今後ますます頻発化、激甚化が懸念されることから、より速やかに適正な森林整備や治山対策を進め、公益的機能の維持増進による災害に強い森づくりを推進すること。

(3) 市町の災害対応力の強化について

県においては、令和元年東日本台風の検証を踏まえ、災害対策本部のあり方や支部及び緊急対策要員の役割・機能の見直し等により、大規模災害時の体制整備について充実を図ってきたが、円滑な災害対応を図るためには、市町の災害対応力の強化、底上げも重要である。

については、中小河川の浸水想定区域の設定や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、避難所指定の見直しや避難所運営のあり方、備蓄の確保等について、広域的立場から市町に対し適切な支援を行うこと。

(4) 消防団員の確保に向けた取組について

自然災害が頻発・激甚化する中、消防団員に求められる役割も大きくなっている一方で、消防団員数は減少を続けており、団員確保が大きな課題となっている。

については、県としても、団員確保に向けて、消防団活動の内容や魅力を広く発信するなど、消防団活動の理解を促進するための取組を積極的に展開すること。

(5) 医療関係団体との連携強化について

災害時において迅速かつ円滑に医療を提供するためには、平時から災害を念頭に置いた関係機関による連携体制をあらかじめ構築しておくことが重要である。

現在、県では、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県柔道整復師会及び県栄養士会と災害時の医療救護に関する協定を締結し、災害時における医療救護活動の協力体制を確保しているが、今後、大規模災害において人的被害が発生した場合に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、これらの関係団体との更なる連携強化に努めるとともに、必要な支援を行うこと。

4. 保健・医療・福祉施策の充実について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染が拡大し、県内においても、年末年始にかけて複数のクラスターが発生しているほか、オミクロン株による感染者数が大きく増加しており、今後も危機意識をもって対応していかなければならない。

県では、昨年11月末に保健・医療提供体制確保計画を策定し、臨時医療施設の設置、宿泊療養施設の確保、自宅療養者の治療体制等を強化していくこととしたが、本計画を着実に実行に移し、感染拡大時においても、陽性となったすべての患者が速やかに、かつ継続して保健所や医療機関から必要な医療を受けられる体制を維持・構築すること。

また、ワクチンの追加接種については、交差接種の安全性も含め、県民が安心して接種できるよう正確で分かりやすい情報発信に努めるとともに、県民がワクチンの種類を自由に選択できるよう、ワクチンの十分な確保及び供給スケジュールの早期提示について、国に働きかけること。

(2) 地域包括ケアシステム構築の推進について

2025年に向け、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められているが、市町においては地域資源の違い等を背景として、進捗状況に差が見られる。

そこで、県民が、県内のどの地域に住んでいても、必要なサービスや支援を受けられるよう、ともに支え合う地域づくりに向けた機運を醸成するとともに、市町の取組を積極的に支援すること。

(3) 糖尿病重症化予防対策の強化について

本県は、糖尿病の患者数や糖尿病性腎症による人工透析導入が増加傾向にあり、全国比較においても高い状況が続いている。

県では、「糖尿病重症化予防プログラム」に基づく各保険者による取組の質の向上等を目指すため、医師会等と連携し、プログラムを改定するなど、糖尿病の発症予防及び重症化予防に取り組んでいるところであるが、市町等保険者における保健師等の人材不足等により、保健指導の実施件数は低調となっている。

保険者による保健指導が更に効率的・効果的に実施できるよう、レセプトデータや健診データの活用による指導対象者の優先順位付けや、保健指導従事者の人材育成、糖尿病重症化予防プログラムの更なる普及啓発等の取組を推進すること。

また、患者が適切な医療や保健指導を受けることができるよう、かかりつけ医と糖尿病専門医の連携を促進するとともに、栃木県糖尿病療養指導士等の活用について検討するなど、糖尿病重症化予防対策を実効性のあるものにすること。

(4) 結婚支援センター事業の充実について

平成 29 年 1 月にとちぎ結婚支援センターが開設されてから丸 5 年が経つ。県では、コロナ禍にあってもサービスが継続できるよう、在宅でのマッチングシステムの利用を可能とするオンライン化を進めるなど、適時適切な対応をしているが、少子化対策としての施策という観点から、センターの更なる機能強化を図り、登録会員数の増加やお引き合わせ、交際発展件数等の向上、成婚数等の実績を上げるよう努めること。

(5) 妊娠・出産、子育て期まで切れ目のない支援体制の充実について

近年、核家族化や晩婚化等によって、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、うつ状態の中で育児を行う母親が少なからず存在する。産後ケア事業の実施主体は市町であるが、県として更なる充実に向けて支援するとともに、子育て世代包括支援センターを中心とする関係機関の連携により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制をなお一層充実させるよう努めること。

また、予期せぬ妊娠の結果、誰にも悩みを相談できずにいる若年層などの相談窓口として昨年 11 月に「にんしん SOS とちぎ」が開設されたが、適切な相談対応が可能となるよう、相談員の人材育成を図るとともに、必要な支援を提供できるよう、今後より一層の体制等の充実に努めること。

(6) 児童虐待防止対策の更なる推進について

昨年度の県内の児童虐待対応件数は3,334件と、依然として高止まりの状況が続いている。今後もウィズコロナ・ポストコロナ社会として、新しい生活様式に基づく行動変容が求められる中、ストレス等による児童虐待のリスクの高まりが懸念されることから、児童相談所と市町や警察など関係機関との情報共有、連携強化等を図り、児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、児童心理司等の専門職の増員などにより、児童相談所の体制強化に取り組み、更なる児童虐待防止対策を推進すること。

あわせて、虐待や貧困等により家庭での生活が困難になった子ども達に、家庭と同様の養育環境を提供するために、昨年10月に栃木フォスターリングセンターが設置されたが、今後も引き続き当該センターの安定的な運営に取り組み、里親委託の推進に努めること。

5. 農業行政の推進について

(1) 需要に応じた米生産について

人口減少による消費の低迷やコロナ禍による外食需要の落ち込みの影響により、米の在庫量の増加や価格の下落など、米を取り巻く環境は厳しさを増している。今後、主食用米の需給安定を図るためには、これまで以上に主食用米から園芸作物や麦・大豆、飼料用米、WCS用稲などへの作付転換を進めるとともに、生産者をはじめ、集荷・販売に係る関係者への働きかけを強化するほか、国の制度を最大限に活用すること。

また、米の販路拡大を図るため、業務用向けに加え、家庭消費につながる販売を促進するとともに、新たな需要創出に向けた輸出用米の取組を推進すること。

(2) 効率的な農業生産に向けた基盤づくりについて

本県の耕地面積の約8割を占める水田において、担い手不足等に対応し、効率的な生産を行うため、スマート農業機器を効果的に活用できるよう、農地の大区画化など基盤整備を進めること。

また、農業農村整備事業の推進に当たっては、地域の合意形成を図ることが重要であることから、地元協議会等の推進組織による具体的な地域の将来像などに係る話し合いができるよう支援すること。

さらに、農業用水を安定的に供給するため、農業水利施設の長寿命化に向けた対策の計画的な推進を図ること。

(3) 地域農業を支える担い手の確保・育成について

本県の基幹的農業従事者数は、平成27年の約5.3万人から令和2年には約4.3万人と、5年間で1万人減少するとともに、70歳以上が48%を占めるなど高齢化が進んでいる。こうした中、将来にわたり本県農業を持続的に発展させるためには、農業の担い手となる人材を安定的に確保・育成していくことが喫緊の課題となっている。

このため、農業を志す新規学卒者やUターン就農者、他産業からの参入者等の多様な人材が、就農しやすい環境づくりを進めるとともに、将来にわたって地域農業を支える仕組みである「とちぎ広域営農システム」を早急に構築すること。

(4) スマート農業の推進について

ICTやAIなどの先進技術の活用が農業分野においても進んでおり、近年では、ドローンや無人トラクターなどが実用化されている。

これらの機器を活用したスマート農業は、作業効率の向上のみならず、農村地域における労働力不足の解消にもつながることから、スマート農業を地域に広めていくための核となる人材の育成や、農業者への先端機器の更なる導入の促進を図ること。

(5) 農村地域の活性化について

コロナ禍において田園回帰の動きが加速化するとともに、テレワークやリモートワークなど新たなライフスタイルが浸透してきており、農村地域への関心がこれまで以上に高まっていることから、こうしたニーズを的確に捉え、農村への誘客促進を図るなど、農村地域の更なる活性化に向けた取組を強化すること。

(6) 家畜防疫体制の強化について

昨年は、3月に高病原性鳥インフルエンザが、4月に豚熱(CSF)が県内で発生し、県内の畜産業に甚大な影響を及ぼした。

特に、豚熱については、その後も野生イノシシで感染が継続的に確認され、感染地域も拡大している状況であり、大きな危機感を持っている。

今後、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の発生予防を図るため、農場におけるウイルス侵入防止対策の強化を図ること。

(7) 農村地域の防災・減災対策の推進について

近年の頻発化・激甚化する自然災害から住民を守るため、農業用ため池の保全や田んぼダムを導入など、農村地域全体で取り組む防災・減災対策を推進すること。

と。

(8) 気候変動による農業気象災害への対応について

近年、降霜による梨の低温被害並びに降雹、強風による果実の品質低下や施設の破損など、天候不順による農作物への影響が頻発しており、農家の経営に大きな影響を及ぼしていることから、農業気象災害への対応力を強化する取組や被災農家への迅速かつ適切な支援を行うとともに、農業共済や収入保険の加入促進を図ること。

6. 林業の振興及び環境対策の推進について

(1) コンテナによる大苗生産に対する支援について

県においては、野生鳥獣被害に対し、捕獲・防護・環境整備を組み合わせた総合的な対策を講じ、一定の成果を上げている。一方、特に県西・県南地域の皆伐後の再造林地では、シカの食害により、スギやヒノキの苗木が壊滅的な被害を受け、未だに深刻な状況が続いており、今後、さらに県北・県東地域への被害拡大も懸念されている。

こうした中、大苗は食害に遭いにくく、下刈り回数の減による労力軽減など、林業の活性化に繋がることが期待されることから、コンテナによる大苗生産に対する一層の支援を講じること。

(2) ウッドショックへの対応について

木材が世界的に不足し、木材価格が高騰する、いわゆるウッドショックにより、国内でも輸入材が不足し、国産材の争奪が発生している。

県内においても、木材供給量が逼迫する状態が継続していることから、県内川上・川中・川下の連携による、県内林業・木材産業全体の木材需給の安定化に取り組むこと。

(3) プラスチック資源循環の推進について

海洋プラスチックごみ問題が世界的課題となる中、国では、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を制定し、持続可能な循環型社会の形成に向けた取組を強化することとしている。

本県でも、「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」や議員提案の「栃木県プラスチック資源循環推進条例」など、いずれも全国に先駆けた取組を進めており、引き続き、プラスチックの資源循環の啓発に加え、製造から消費まで、各分野が

連携した実効性のある施策を着実に推進すること。

(4) 指定廃棄物保管農家の負担軽減について

福島第一原子力発電所の事故から10年が経過したが、事故に伴い発生した県内の指定廃棄物については、一時保管が長期化しており、特に個人で保管する農家の負担は大きい。

この負担を軽減するため、国では市町単位の暫定集約を提案し、その実現に向けて関係6市町と個別に協議を行った結果、那須塩原市においては、令和3年10月から農家が保管する指定廃棄物の搬出作業が開始されたところである。

那須塩原市においては、当面、搬出作業等が継続されるが、他の関係5市町における暫定集約の実現には、保管場所の選定や地域理解の醸成など、解決すべき様々な課題が山積しており、市町の負担は大きなものがある。

については、問題の早期解決に向け、県は、国と市町の調整役を積極的に担うよう努めること。

(5) 水源地域の保全に向けた取組について

近年、外国資本等による森林買収の件数が全国的に増加傾向にある中、荒廃森林の増加や水資源の枯渇が懸念されている。

こうした中、県では、森林や法律等の専門家から構成される有識者会議の提言を踏まえ、水源地域の森林を適切に管理し、保全していくため、「栃木県水源地域保全条例（仮称）」の制定を進めているところである。

そこで、県は、条例制定を契機として、県民共有の財産である水源地域の森林の適切な管理や保全に向けた取組を着実に講じていくこと。

7. 教育行政の推進について

(1) コロナ禍における学校教育活動の推進について

学校内での新型コロナウイルス感染症の感染を防止するためには、何より外からウイルスを持ち込ませないことが重要であり、家庭における感染防止対策を徹底させるため、学校からPTAなどに積極的な情報発信を行うとともに、部活動等における感染防止対策の徹底を図ること。

また、感染拡大等による臨時休校に備え、オンライン授業の実施などICTを活用した学習環境の整備や感染防止に配慮した学校行事の精選・重点化、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置や衛生用品配備等、人的・物的両面からの支援を行うなど、学校教育活動の推進に積極的に取り組むこと。

(2) ICT教育の推進について

GIGAスクール構想により整備されたタブレット端末を児童生徒一人一人がより効果的に活用し、児童生徒の情報活用能力や状況に応じた個別最適な学びや協働的な学びを実現するよう教職員のICT活用指導力の向上を目的とした研修会・講習会等の充実強化を図ること。

さらに、「主体的・対話的で深い学び」の充実を図る観点から、紙の教科書と学習者用デジタル教科書との適切な併用の推進を図ること。

また、市町間の体制整備の格差が生じないように、県教育委員会を中心として、市町教育委員会と連携しながら、本県におけるICT教育を着実に推進していくこと。

(3) 特色ある高校教育の推進について

県教育委員会では、今年度から新たな教育振興基本計画をスタートさせたところであり、本年4月からは新学習指導要領が実施されることから、今後は将来の社会環境の大きな転換を見据えるとともに、「令和の日本型学校教育」の実現を目指して、高校教育の更なる充実を図っていく必要がある。

このため、次代を拓く特色ある高校教育をどのように進めるべきか、県立高校の将来構想の策定に向け、「県立高校の在り方検討会議」からの提言を踏まえながら、全日制、定時制、通信制の各高校の望ましい在り方について十分な検討を行うこと。

また、ロボットやAI等の先端技術を学べる職業系専門学科の充実に向けた見直しに取り組むこと。

あわせて、「学ぶなら栃木」という教育県を目指し、学力向上を図るための取組を進めるとともに、英語教育の充実、留学支援や国際バカロレア教育の導入など、グローバル人材の育成に取り組むこと。

(4) いじめの問題への取組強化について

子どもを取り巻く環境は複雑化、多様化し、いじめ問題は依然として後を絶たず、ネットによるいじめ等も増加している。いじめの問題の早期解決に向けて、「いじめ・不登校等対策チーム」や「ネットパトロール」、学校等からの相談があった場合には「スクールロイヤー」などの活用を図ること。

さらに、子どもたちの抱える様々な問題にきめ細かく対応できるよう、教職員の資質向上に努めるとともに、豊かな心を育む道徳教育や自己肯定感、自尊感情、コミュニケーション能力などに代表される力である、非認知能力を高める教育など、いじめ防止に向けた取組を推進すること。

また、国では、令和5年度にこども家庭庁を創設し、文部科学省とともに、いじめ防止を担うとしていることから、国の改編時において、対応に混乱が生じないように、しっかりと情報収集するとともに、関係機関等と連携を図ること。

(5) 特別支援教育の推進について

県教育委員会が策定した栃木県特別支援教育推進計画に基づき、全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、研修等を充実させるとともに、障害のある児童生徒に対して一貫した支援を行うため、個別の教育支援計画が進路先に適切に引き継がれるシステムを構築すること。

あわせて、関係機関、産業界との連携を深めることにより就学指導や就労支援の充実を図るとともに、市町が必要とする非常勤講師の配置等により、学校運営体制を強化すること。

(6) 信頼される教育環境の整備について

県教育委員会では、「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の意識改革や業務改善を更に進め、各学校において、教員が本来の業務に専念し、児童生徒と向き合う時間を確保することで教育の質を高められるよう、取組を推進していくこと。

また、一部の教職員による不祥事により、児童生徒や保護者、そして地域社会からの本県教育への信頼がゆらいでいることから、教職員による不祥事の再発防止に向けた更なる取組により、児童生徒が安心して学べる教育環境の整備に努めること。

(7) 県立学校施設の長寿命化について

県立学校施設については、築30年以上の建物が全体の約7割を占めており、老朽化による不具合が目立つ等、施設設備の改修が急務となっている。

県では「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」に基づき、雨漏り対策など事後保全中心の計画的な改修が進んでいるが、給排水設備やトイレ、受変電設備などで老朽化による故障リスクが高まってきている。

今後、雨漏り等の緊急的な対応が必要となった場合は、早急に解消することはもとより、これまで以上に予防保全を推進し、安全安心な学習環境を確保すること。

あわせて、各学校が児童生徒にしっかりと向き合えるよう、環境の整備や維持管理、安定的な学校運営に努めること。

8. いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会について

(1) コロナ禍における安全安心な大会運営について

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、両大会においても、感染症への対応は不可避である。選手たちが競技に専念し、熱戦を繰り広げることができるよう、感染防止対策を十分に講じること。

また、多くの県民が、選手たちを応援し、両大会を楽しむことができるよう、ウィズコロナ時代に対応した観戦機会の確保に取り組むこと。

(2) 天皇杯・皇后杯の獲得に向けた競技力向上について

いちご一会とちぎ国体での天皇杯・皇后杯の獲得に向け、更なる選手の育成・強化・確保や指導者の養成・資質の向上により一層取り組むこと。

また、各競技団体においては新型コロナウイルス感染症の影響で、計画的な強化事業の実施が難しいことから、とちぎスポーツ医科学センターを活用するなど、それぞれの選手の特性に応じたきめ細かな支援を行い、競技力の向上を図ること。

(3) いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会文化プログラムについて

県では、文化・芸術活動を通じて開催機運を盛り上げ、本県の魅力ある文化を県内外に発信するため、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会文化プログラムの募集・登録を進めている。本県を訪れる多くの人に、とちぎの文化に触れ、親しんでもらうためにも、多彩なプログラムにより魅力ある文化を発信できるよう取り組むこと。

9. 警察行政の推進について

(1) 特殊詐欺を撲滅するための取組について

令和3年における県内の特殊詐欺被害は2億円を上回り、依然として深刻な状況にあるものの、前年同期と比較すると認知件数・被害額ともに減少しており、コールセンターによる注意喚起や、金融機関等と連携した対策のほか、県警ホームページ、ユーチューブ等を通じた広報啓発等の取組に一定の成果が見られるところである。

しかしながら、被害者に占める高齢者の割合は依然として高く、被害全体の約9割を占めており、特に、身近な相談相手のいない独居世帯や、インターネットを利用しない高齢世帯も少なくないことから、こういった防犯指導が不十分な高

齢者に対する防犯指導を強化することを含め、引き続き、被害防止に向けた各種対策を推進すること。

(2) 交通死亡事故抑止対策の推進について

令和3年中における県内の交通事故は、死者数は減少したものの、負傷者数は18年ぶりに増加に転じた。

内容を見ると、歩行中の死亡が大きく減少した一方で、人身事故全体では「人对車両」の事故が増加しており、それに伴い重傷者数も増加している。

県民も車優先の誤った考え方をしがちであるが、これを「人優先」の正しい考えに変えるため各種対策を強化すること。

(3) 総合的なサイバー犯罪対策の推進について

サイバー空間は我々の生活上の「公共空間」の一つとなってきた一方で、ランサムウェアをはじめとするコンピュータウイルスの感染、個人情報の収集を狙ったフィッシングの被害等、その脅威は年々拡大、悪質化し、サイバー空間における安全の確保が急務となっている。

また、栃木県青少年健全育成条例により児童ポルノ等にあたる自画撮りの要求行為は規制されたが、依然としてインターネット上で画像が売買されるなど児童ポルノ等は流出の危険性が高く、一度流出すれば回収不能で、将来にわたり被害少年を苦しめる要因となるため、自画撮りを含め、被害防止を図ることが必要である。

よって、引き続き青少年を含むインターネット利用者を守るべく、インターネットリテラシーの向上や、サイバーセキュリティ意識の向上を図るための各種対策を推進すること。